

特別区人事委員会による夏季一時金勧告に関する声明

2009年5月11日

東京清掃労働組合

1. 特別区人事委員会は、本日、特別区議長会及び区長会に対し勧告を行った。勧告は、特例措置として特別区職員の夏季一時金支給を0.2月減額し1.9月、再任用職員は0.1月減額し0.975月とする内容である。また、区長会は、「勧告の趣旨を十分踏まえ、勧告を尊重する姿勢で速やかに検討」とコメントしている。
2. 今回、特別区人事委員会が異例の勧告を行った背景は、政府与党・総務省の圧力に屈し実施した人事院の特別調査である。人事院は「何らかの調整的な措置を講ずることが適当」との判断から、特別調査の結果として国家公務員一般職員の夏季一時金を0.2月減額(再任用職員は0.1月)と一部凍結を勧告した。特別区人勧は人事院勧告の特例措置をそのまま流用したものである。
3. 人事院は、今回の特別調査結果について「今回の調査結果には、支給実績調査と伸び率調査の違いによる調査結果の相違や、通信調査に伴うデータ確保の精確性等の不確定要素がある」と「本年の夏季一時金の全体状況を精確に把握することができない」と、われわれ労働側の主張を人事院自らも認めている。特別区人事委員会は独自の調査を実施することもなく、信頼性の微塵もない特別調査結果に基づいた人事院勧告をそのまま流用した。このことは、公平・公正な第三者機関としての人事委員会制度上の責務を放棄するものであり、特別区人事委員会の存在そのものを自らが否定するものであり厳しく糾弾されるべきものである。
4. わが組合は、4月22日特別区人事委員会に対し、夏季一時金支給に関わり特別区人事委員会独自の臨時調査実施の有無、実施する場合の精確性・信頼性をどのように担保するのか等について緊急の申入れを行った。その結果、特別区人事委員会独自の調査は実施されなかったものの、人事院勧告をそのまま流用し特別区としての勧告を行った。2008年人事院勧告では、調査対象となった企業(事業所)数は約11,000社である。今回、緊急調査の対象となった企業(事業所)数は2,700社であり通常の調査対象の4分の1にも満たない。人事院による特別調査で回答を寄せた企業(事業所)数は、約2,000社で、夏季一時金を決定したとする企業(事業所)数は約340社でしかない。企業割合をみれば僅か14%程度に過ぎない。今回の特別調査で得られた結果は、「直ちに全産業を代表するものとはいえない」と人事院自らが認めている通り極めて精確性に欠けるものである。
5. 公務員賃金は、民間企業従業員賃金の指標になっている実態もある。今回の特例措置により夏季一時金が事実上減額されれば、夏季一時金について未だ労使合意がされていない企業の労働者に対して大いに悪影響を与えることが容易に推測される。人事院勧告に追随しただけの特別区人事委員会勧告の特例措置による2009年夏季一時金の減額に断固反対する。
6. わが組合は、特別区人事委員会に対し人事院や他団体に追随することを止め、公平・公正な第三者機関としての責務を全うすることを強く求める。と同時に、2009年賃金確定闘争に向け引き続き全組合員の総力を結集し全力で取組むこととする。

以上